



あけまして、おめでとうございます。また、新たな1年がスタートしました。今年はどうなるのでしょうか。今年は卯年です。うさぎ年の方は、愛嬌があって年齢性別を問わず、誰からも好かれる性格の持ち主とのことです。穏やかで争いごとが苦手なため、これを避ける一面もあるそうです。本年も引き続き、なにとぞよろしくお願い申し上げます。



謹賀新年

1. 労働時間



●自動車運転者の労働時間改善基準、改正！

～改善基準は、R6.4.1から開始！～

→トラック、タクシー・ハイヤー、バスの運転手の労働時間に関する基準（令和4年10月号参照）が改正されました。

→開始に先立ち、労働局に‘荷主特別対策チーム’が発足しました。トラック運転手の長時間の荷待ちを改善すべく、荷主・元請運送事業者への要請を行うことが使命とされています。

【荷主特別対策チーム（概要）】

■トラック運転手の労働条件の確保・改善に詳しい

→労働局、労働基準監督署のメンバーで構成

■労働基準監督署が、発着荷主等へ要請

→長時間の恒常的な荷待ちの改善に努めること、運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知し、トラック運転手が遵守できるよう協力することなどを要請

■労働局が長時間の荷待ちなどの改善等に向け発着荷主等へ働きかけ

→労働基準監督署から要請された事項に発着荷主等が積極的に取り組めるよう、荷待ち時間等の改善に係る好事例の紹介等アドバイス

■長時間の荷待ちに関する情報を収集

→情報提供メール受信窓口を設置

→事業主努力ではどうにもならない部分を補填する役割です。

2. デジタル庁

●デジタル原則の工程表

～R6.6までに、アナログ規制を一掃！？～

→業務の合理化による人手不足の解消、行政のありかたの変革による国民の利便性の向上・行政の負担軽減や質の向上を目指して、アナログ→デジタル化へ舵が切られます。

→代表的な7つのアナログ規制である

目視、定期検査・点検、実地監査、常駐・専任、書面掲示、対面補習、往訪問覧・縦覧

の見直しを行います。

→身近な労働や生活の分野では、

【労働・生活分野のアナログの見直し】おもなもの

- ・病院等での管理者の常駐
- ・一般用医薬品販売等を行う店舗での薬剤師等の常駐
- ・理美容院での管理美容師・美容師の専任
- ・コンビニ等セルフレジでの酒・たばこ販売
- ・就労証明書の様式統一・オンライン化
- ・労働安全衛生法令に基づく作業主任者の常駐
- ・ハローワークでの失業認定のオンライン化
- ・産業医の専任
- ・社会保険労務士法人での社員の常駐 等

→デジタル化に伴って規制が緩くなる点は大歓迎ですが、逆に今まで本当に必要なものだったのか、疑問が生じたりもします。

今月のピックアップ



●雇用保険料率、再びアップ！～R5.4から～

財源不足に伴って、雇用保険料率が再度引き上げられることになりました。従業員負担分で、5/1000→6/1000（建設は6/1000→7/1000）へアップします。4月から変更予定です。

●専門業務型裁量労働制～対象業務追加！？～

専門業務型裁量労働制の対象となる業務に、銀行や証券会社で顧客へ合併・買収等に関する考案・助言をする業務を新たに追加することが適当、という報告書が出されました。

お問い合わせ先

〒460-0003

名古屋市中区錦 1-20-25

広小路YMDビル 10F

中京社会保険労務士法人

電話：052-265-7578



<http://chukyo-sr.jp/>

<http://www.facebook.com/chukyosr>

